

野木町教職員働き方改革基本方針

平成30年12月

野木町教育委員会

目次

はじめに	1
アンケート分析	2
第1章 野木町教職員働き方改革基本方針	4
具体的な取組方針	
1 業務の役割分担・適正化を着実に進めるための取組	
2 それぞれの業務を適正化するための取組	
3 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務抑制のための取組	
第2章 中学校部活動運営方針	8

資料

野木町教職員働き方改革基本方針策定委員会設置要綱
委員名簿
会議の開催状況

はじめに

文部科学省は、平成30年2月9日付けで「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」を都道府県教育委員会へ通知しました。その内容は、「学校におけるこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業やその準備に集中できる時間、教師自らの専門性を高めるための研修の時間や、児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるよう、学校種の違いにも配慮しつつ、必要な取組の徹底」を図ることでした。この通知を踏まえ、栃木県及び各市町においては、教職員の働き方に関する取組をまとめているところです。

併せて、中学校運動部活動においても、平成30年3月にはスポーツ庁が作成した「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）や平成30（2018）年9月に栃木県が作成した「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」（以下「県のガイドライン」という。）が市町に向け提示されました。

野木町では、平成27年9月に策定した「野木町教育大綱」においては、「みんなで育む、夢いっぱい、明るい未来」を目標として、10個の基本理念の実現に向けて各種の政策を実践しているところです。

また、平成28年3月に第8次野木町総合計画「キラリのぎプラン」を策定し、「水と緑と人の和でうるおいのあるまち」を将来像として各種政策が実行されています。その中では、「人を育み、生きる喜びがあふれるまち」を基本目標とし、「学ぶ姿勢がみなぎるまちづくり（教育のまち）」を分野別の目標として、学校教育の充実に努めています。

このような中、平成30年度からすべての町立小中学校において、学校運営協議会を設置し、保護者及び地域住民の学校運営への参画を促進し、地域とともにある学校づくりを進めることにより、学校、保護者、地域住民等とが互いに信頼を深め、一体となって学校運営の改善や児童及び生徒の健全育成に取り組んでいます。

しかし、昨今の社会情勢をみますと、急激にグローバル化が進み、住民や保護者の期待についても、高度化・多様化する社会が進んでいるところです。学校現場においても、地域や家庭からのニーズに加え、学習指導要領の改訂に伴うさまざまな課題を抱えているところです。そのような中、教職員の時間外勤務（黙示的なものを含む）が増加していることも様々なアンケートの結果から言われているとおりであります。

現在、国の方針としては、月の時間外勤務時間を45時間以内、繁忙期であっても月100時間未満とする指針案を出しているところです。栃木県においても、時間外勤務時間月80時間を越える教職員の割合を0%にすることを目標にプランを策定しています。

野木町においても、このような状況に対応すべく、教職員の働き方について検討を行い、心身ともに健康で、児童生徒へ向き合う時間を確保し、そして、学校教育の充実、野木町教育大綱の実現を図ることを目的として、野木町教職員働き方改革基本方針を策定するものであります。

アンケート分析

野木町教職員働き方改革基本方針策定委員会で検討した結果、平成30年7月に栃木県教育委員会で実施したアンケートの内容を参考とすることとしました。内容については、以下のとおりです。

○回答者属性

中学校では、ほとんどが部活動を担当している。

○時間外勤務時間について

- ・平日4時間以上の時間外勤務の者は、小学校16.5%、中学校30.1%であり、中学校で高い状況にある。
- ・男性職員のほうが高い傾向にある。
- ・職種では、教頭、教諭等の平日1日平均4時間以上の時間外勤務の割合が高い。
- ・中学校では、経験年数5年以下の教員において平日1日平均4時間以上の時間外勤務の割合が高く、経験年数が増えるごとに割合が下がる傾向である。
- ・中学校で担任を持っている者の38.2%、担任を持っていない者の26.7%が平日1日平均4時間以上の時間外勤務をしている。
- ・「教材研究・授業準備」「提出物や成績の処理」が高く、「教材研究・授業準備」については、どの校種も高い。中学校は「部活動の指導」の割合が高い。

○もっと時間をかけたいと思っている仕事（校長・教頭以外）

- ・どの校種も「教材研究・授業準備」に時間をかけたいと考えている者の割合が高い。次いで、「児童・生徒指導」となっている。

○もっと時間を減らしたいと思っている仕事（校長・教頭以外）

- ・どの校種も「報告書などの文書の作成」の時間を減らしたいと考えている者

の割合が高い。また、「会議・打合せ」は、約3割が減らしたいと思っている。

- ・中学校は「部活動の指導」にかかる時間を減らしたいと思っている割合が高い。

○外部人材の活用について

(1) 外部人材（ボランティアを含む）の活用によって、負担を軽減できると思われる業務

- ・どの校種も「施設・設備、備品等の補修・整備」の割合が高い。
- ・小学校では「登下校の指導」、中学校は「部活動の指導」の割合が高い。

(2) 外部人材の活用によって、負担が軽減したと感じる業務

- ・小学校では「学校図書館に係る業務」「登下校の指導」、中学校では「部活動の指導」「学校図書館に係る業務」の割合が高い。

◎参考文献

URL:<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/h30hatarakikataanke-to.html>

第1章 野木町教職員働き方改革基本方針

このような状況を踏まえ、野木町教育委員会では以下のとおり野木町教職員働き方改革基本方針を策定することとします。

この方針は、国が掲げる事項を参考としながら検討し、それぞれが立場で取り組むべき内容を明確化して進めていくこととします。その中で、この基本方針が適切に運用されているかどうかを確認していくとともに、成果をより高めるために、必要な改善を行っていくこととします。

基本方針

1 教育委員会が取り組む事項

教育委員会は、教職員が心身ともに健康で、児童生徒と真に向き合う時間を確保し、よりよい教育を提供できるよう、教職員の働き方改革について、指導・助言を行います。

2 学校が取り組む事項

学校は、教育委員会の示す基本方針の内容を踏まえ、校長の強いリーダーシップの下、教職員の意識改革を基本とし、働き方改革を実施していきます。

3 地域・家庭で取り組む事項

地域や家庭では、学校の置かれている現状を理解し、学校教育に協力すべく体制の整備等を図っていきます。

4 取組の実施状況の確認

学校と教育委員会は、次に示す具体的な取組事項の実施状況について、毎年度確認・評価を行うとともに、基本方針を見直すなど必要な措置を行っていきます。

具体的な取組方針

1 業務の役割分担・適正化を着実に進めるための取組

- ・学校における働き方改革の普及・啓発【学校教育係】

保護者や地域に対して、野木町教職員働き方改革基本方針を周知していきます。

- ・業務改善事例の収集及び周知【学校教育係】

他市町村で行われている事例を収集するとともに、その情報を各学校へ周知していきます。

- ・出展依頼、家庭向け配布物の精選【学校教育係】

作文・絵画コンクール等への出展依頼等については、教育委員会が後援しているもの等内容を精選していきます。

- ・コミュニティスクール等を通じた学校教育の質の向上【各学校】【地域】

学校と地域の連携を強化するとともに、学校運営協議会の場を活用して、地域と協力しながら、特色のある学校教育を図っていきます。

2 それぞれの業務を改善するための取組

- ・通学路の安全確保及び地域との連携強化【庶務管理係】

「野木町小中学校通学路安全推進会議」を利用して、関係機関と連携強化を図るとともに、地域の人材を活用し、通学路の安全推進を図っていきます。

- ・学校給食費の公会計化【各学校】【学校教育係】

学校給食費については、今後発出される国のガイドラインや他市町村の動向を注視するとともに、当分の間は、学校事務職員が行うこととしながらも、公会計化に向けて検討を進めていきます。

- ・学校事務職員の校務運営への参画【各学校】

学校事務職員は現在設置されている共同事務実施を推進していくとともに、校務支援システム等を活用しながら、教員と相互に協力しながら学校運営への参画や教師の調査・報告等の負担軽減を図っていきます。

- ・業務改善への取組【各学校】

学校の業務については、共同実施を活用しつつ、教育委員会との連携・連絡調整のもと、校長・教頭とともに校務分掌の役割分担の明確化や仕事内容のシステム化など、学校全体の業務改善を具体的に進めていきます。

- ・地域・保護者・関係機関との連携【各学校】【地域】【家庭】

地域・保護者や福祉部局・警察等関係機関との情報共有を緊密に行いつつ、適切な役割分担を図るように努めます。

- ・外部人材の活用【各学校】【地域】

地域と連携しながら、学校支援ボランティアなどを活用していきます。

- ・学校単位の計画等の見直し【各学校】

現在策定している学校の計画について、見直しを図るとともに、新たな計画を立案する場合には、既存の計画の範囲内で行うことを基本とします。

- ・学校行事等の見直し【各学校】

学校行事の精選や内容の見直し等を行っていきます。

- ・調査・報告等の見直し【教育委員会全体】

教育委員会で行う調査は、教育委員会全体で調整の上、調査内容を精選していきます。

3 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務抑制のための取組

- ・校務支援システムによる勤務時間の把握と集計【各学校】

校務支援システムを利用し、教職員の勤務時間を把握し、適切な出退勤時間の管理を行うとともに、タイムマネジメントを意識した勤務を行います。

また、時間外勤務の多寡に応じて、校務分掌を見直すなど措置等を講じます。

- ・留守番電話等の導入の検討【庶務管理係】

働き方改革を支援するため、留守番電話等の導入を検討していきます。

- ・長期休業中の学校閉庁日の設定【各学校】【教育委員会】

長期休業中には、学校閉庁日を実施し、教職員の心身の健康を守ります。

- ・野木町中学校部活動運営方針の策定【学校教育係】

教職員の負担を軽減するとともに、部活動が効率的・効果的に行われるよう、野木町中学校部活動運営方針を策定します。

- ・関係予算の確保【庶務管理係】【学校教育係】

教職員の働き方改革基本方針を実現するために、総合教育会議の場を利用する等、首長部局と連携して施設や設備の充実を図るなど、関係予算を獲得するよう事務をすすめていきます。

第2章 野木町中学校部活動運営方針

1 部活動の意義

- (1) 部活動は、学校教育の一環として「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものです。共通のスポーツや文化及び科学等に興味・関心をもつ生徒が集い、活動をとおして充実感や達成感を味わう等、生徒が豊かな学校生活を送る上で大きな意義があります。
- (2) 部活動は、生徒が学級や学年の枠を越えて、共通の目標を掲げた集団で切磋琢磨する中で、顧問との関係や同学年の仲間や先輩、後輩との関係を学ぶ等、自主性・協調性・責任感・連帯感等が養われ、望ましい人間関係や社会的資質を培うために大切な活動です。
- (3) 部活動は、生涯にわたりスポーツや文化及び科学に親しむ態度を育むとともに、生徒の健やかな体と豊かな心を育て、家庭や地域とのつながりを深めるとともに、学校の伝統や特色づくりにも寄与する活動です。

2 野木町の目指す部活動

部活動をとおして、未来を創造する資質・能力を育み、自分らしく健全に生きていくことができる生徒の育成を目指します。

3 策定の趣旨

平成30年3月スポーツ庁は、「運動部活動のありかたに関する総合的なガイドライン」を策定し、その「前文」において、部活動の教育的意義の大きさを認めつつも、教育課題の複雑化・多様化、教職員の多忙化、少子化等の今日的な課題に対応していくことの困難さも指摘しています。そのような現状を鑑み、国の「ガイドライン」が策定され、学校設置者に対しても、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定することが求められています。文化庁においても、運動部と同様に文化部の方針について検討を進めているところです。

本町においても、これを受け、ガイドラインに則りながら、様々な課題を解決しつつ、部活動がより一層効率的・効果的に行われ、生徒の健全な成長を支え、それまで以上の成果が上がることを期待して「野木町立中学校部活動運営方針」を定めることとします。

4 適切な指導・運営のための体制の構築

(1) 学校における体制整備

① 部活動の適切な設置及び加入方針

各校における部活動の設置（新設、休部、統廃合を含む）については、生徒、教職員、保護者、地域の実態に応じ、学校運営協議会等で協議し、決定します。その際には、種目別の最低必要部員数、顧問や指導者（教員以外の外部人材で部活動の指導・支援にあたる者）、保護者や地域の協力体制等について吟味し、持続可能性を十分に考えた上で判断します。

部活動は「生徒の自主的・自発的な参加により行われる」ものであることに鑑み、生徒の部活動加入は「自主選択制」を原則とします。

② 活動方針及び休養日・活動時間の明確化

ア 活動方針

学校は、各校における活動方針を明確にする。時機を捉えて、部活動保護者会、学校ホームページ、学校便り等で生徒、保護者、地域に対して、活動方針を公開します。

イ 休養日

学校は、生徒や教職員の生活の負担となり過ぎないように、休養日は以下のとおりに設定し、遵守します。

(ア) 1週間のうち平日1日及び土曜日か日曜日（以下「週末」という。）のどちらか1日の週2日を休養日とします。週末の2日間とも大会等により活動した場合、代替りの休養日を設けます。

(イ) 部活動の休養日は、長期休業中も含め、学校一斉に同一の曜日を設定したり、部活動ごとに曜日を設定したりするなど、学校の実態に応じて校長が判断します。

(ウ) 長期休業中の休養日は学期中の休養日に準じます。また、3日以上連続した休養期間を設けます。

(エ) 学力調査等テストの前や地域行事期間等は、学校の実態に応じて、「テスト前の休養日」等として休養日を設けます。

(オ) 当初計画していた休養日に、やむを得ず活動する場合は、校長の了解を得た上で、生徒及び保護者の同意を得て実施し、別の日に

代わりの休養日を設けます。

(カ) 以下の日は、「野木町部活動一斉休養日」とします。

学校閉庁日（8月13日～16日）

年末年始（12月29日～1月3日）

ウ 活動時間

(ア) 平日の放課後の活動時間は、準備・片付け・下校指導等を含め2時間程度とし、活動時間が守られるよう各校で工夫します。

ただし、各校で定める最終下校時刻は遵守します。

(イ) 週末及び祝日、学校の休業日の活動時間は3時間程度とします。

準備・片付け・下校指導等は、活動時間の外に1時間程度を上限とします。

(ウ) 練習時間等で基準の活動時間を超える場合には、1日のうち休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意します。

エ 朝練習の取扱い

校長は、生徒の健康状態、学校生活や授業に支障のないかを判断し、保護者の同意を得るとともに、保護者の負担や教職員の働き方改革の趣旨を踏まえ、実施許可の判断をします。

実施する場合、指導の開始時刻は、午前7時以降とします。

③ 学校組織全体での指導體制の構築

ア 部活動は学校教育の一環であるため、学校組織全体での運営や方針を検討し、計画的に活動を進めるための指導體制を構築します。

イ 学校全体として、バランスのとれた部活動運営がなされるように、校内において、各部の活動状況等について情報を共有します。

ウ 校長は参加する大会数の上限の目安を定め、参加する大会等を精査します。

エ 適切な部活動の運営については、今後教育委員会の作成する「適切な

部活動運営のためのチェックシート」等を活用し、学校として点検・改善に努めていきます。

(2) 各部における効率的・効果的な活動の推進

① 各部の方針等の周知

ア 顧問は、各校における活動方針を受け、年度当初、部としての方針や大まかな年間スケジュールを作成の上、学校のホームページ、学校便り等で、生徒・保護者に提示し、理解を得るようにします。

イ 顧問は、「活動計画・活動実績簿」を用いて、月ごとの活動スケジュールを作成し、校長の承認を得て、生徒・保護者に提示します。

なお、各部の月ごとの活動スケジュールについて、一覧表にまとめ、職員室に掲示する等して、学校全体で活動の状況を共有します。

ウ 校長は、「活動計画・活動実績簿」を点検し、方針で定める範囲の活動となっているかを確認し、適宜、指導・是正を行います。また、教育委員会は、各校の部活動の休養日及び活動時間等の設定や運用について、適宜、指導・是正を行います。

② 安全対策

校長は、学校における部活動の安全な環境を整備するとともに、以下のア～エについて、部活動顧問に対し、支援及び指導を行います。

ア 顧問は、日常の活動を安全に行うことができるよう、活動の前後に健康観察を行い、常に生徒の健康安全に努めます。また、練習場所や練習設備、用具等について、安全確認を実施します。

イ 顧問は、万が一に備え、各学校の「危機管理マニュアル」等を参考にしながら、緊急対応についても対処の仕方を確認します。

ウ 校長や顧問は、活動時の気象情報を確認し、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講じます。

特に、熱中症について理解を深め、その対処法について校内で研修し、生徒に対し重篤化しやすく危険に係ることを指導します。また、活動場所では、熱中症指数モニター等の機器を活用し、生徒の安全な環境の確保に努めます。

エ 教育委員会や校長は、生徒の安全を第一に、運動部顧問及び外部指導者が安全に対する意識を高められるよう、日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を集約し共有するなど安全対策を講じます。

③ 適切な指導の実施

ア 運動部顧問は、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入や各種目団体が作成した指導手引きを活用等により、短時間で効果が得られる指導を行います。

イ 体罰は、学校教育法11条で禁止されている行為であり、望ましい人格の形成を目指すために、蹴る、殴る等の行為は断じて許されないため、根絶を徹底します。

パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等、不適切な言動についても断じて許されない行為であり、生徒の人権を侵害する違法な行為であるため、根絶を徹底します。

ウ 体罰や不適切な言動等は、学校教育に対する信頼が著しく失われることを認識します。体罰等に関する資料等を活用し、発達や個人差や個々の成長における心身の状態等に関する正しい知識を得るための研修に努めます。

(3) 保護者・地域との連携

① 保護者との連携

ア 部活動保護者会の実施

学校は、年度初め及び新チーム発足時等、時機をとらえて、年間1～2回程度の部活動保護者会を実施します。その際、部活動における学校の活動方針及び各部の活動方針、およびその年間スケジュールを示し、理解を得ます。

また、今後、部活動指導員等の外部指導者が配置された場合は、原則として、部活動保護者会で紹介します。

イ 保護者・地域とのパートナーシップの醸成

生徒の健全な育成と教育環境の充実の観点から、保護者・地域との連携に努め、生徒や保護者が部活動に関する心配や不安等について、顧問や学校に相談しやすい雰囲気を醸成します。

② 地域との協働

教育委員会及び校長は、学校と地域が共に生徒を育てるという視点に立ち、外部指導者として学校支援を希望する地域人材の発掘、活用に努めます。

5 教育委員会の役割

- (1) 教育委員会は、各学校が基本方針のとおり実施しているか、報告を受けるとともに、時期を見計らって学校を点検し、指導・助言します。
- (2) 教育委員会は、部活動指導員の任用・設置について、国や県、他市町の動向をふまえ、慎重かつ積極的に検討します。
- (3) 教育委員会は、生徒の部活動の機会が損なわれないよう、指定校変更や合同部活等の取組を推進していきます。
- (4) 教育委員会は、合同部活動等の参加の機会など柔軟に対応できるよう大会主催者に要請します。

6 その他

(1) 研修について

① 部活動運営に関わる研修

部活動に関わる教員は、教育委員会等が主催する研修に参加し、各校の部活動指導の質の向上を図ります。

また、教育委員会と校長会等が連携をして、部活動の適切な運営に係る研修の場を設定していきます。

② 部活動指導員への研修

部活動指導員は、教育委員会等が主催する研修等に参加し、指導の質の向上に努めます。また、各校において、部活動指導員への実践的な研修を行うよう配慮します。

野木町教職員働き方改革基本方針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 野木町における教職員働き方改革基本方針(以下「基本方針」という。)を策定するため、野木町教職員働き方改革基本方針策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 基本方針の策定について検討し、具体的な提案を行うこと。
- (2) その他基本方針の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって15名以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本方針の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には教育長、副委員長には野木町校長会長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、第2条に規定する所掌事務の事項について、その結果を教育委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第3条関係）

教育長

野木町立学校長の代表者

野木町立学校の教頭の代表者

野木町教育委員の代表者

野木町立学校の教諭の代表者

野木町PTAの代表者

野木町立学校事務職員の代表者

その他委員長が必要と認める者

委員名簿（敬称略）

(1) 教 育 長	菊地 良夫
(2) 野木町立学校長の代表者	笹沼 宏己（友沼小学校） 中島 聖巳（野木中学校）
(3) 教頭の代表者	藤田 亮（新橋小学校） 橋本 宣昭（野木第二中学校）
(4) 教育委員代表	山中 詔八
(5) 教諭の代表	西村 百代（野木小学校） 平野 朱美（佐川野小学校） 中島 亮一（南赤塚小学校）
(6) P T A代表	大森 麻衣子（P T A連合会長）
(7) 学校事務代表	廣田 則子（野木中学校）
(8) その他委員長が必要と認める者	学体連関係者 小貫 あさみ（野木中学校） 赤坂 修一（野木第二中学校）

会議の開催状況

日時	内容
第1回 平成30年10月30日(火)	1 説明事項 (1) 策定するに至った経緯について 2 協議事項 (1) 策定スケジュールについて (2) アンケートの内容・実施について (3) 次回の会議について
第2回 平成30年11月20日(火)	1 協議事項 (1) 野木町教職員働き方改革基本方針 (2) 部活動方針について
第3回 平成30年12月17日(月)	1 協議事項 (1) 野木町教職員働き方改革基本方針 (2) 部活動方針について